### (会長挨拶)

#### ◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第2回農業委員会総会を開会いたします。

(午前10時09分)

### ◎議事録署名委員指名

議 長 それでは、議事録議署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第 10 条により、議長が 指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、4番、村上誠一君、5番、萩原明美君の2名を本日の議事録署名 委員に指名します。

なお、会議書記には事務局、小山邦之君を指名いたします。

\_\_\_\_\_\_

## ◎議案第1号

議 長 議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和3年4月28日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和3年5月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、岡部課長補佐から説明をさせていただきます。

議 長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしくお願いをいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画についてご説明いたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案5件となっております。

1件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は東京都国分寺市の方、賃貸借の設定で、農地の所在は新井字桃泉 3445 の3番ほか5筆、現況地目は畑、面積は合計で8,317 平米となっております。借手は公益財団法人群馬県農業公社で中間管理事業を利用するための賃貸借の設定となります。利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和3年6月1日より5年間で、令和8年5月31日までとなっております。

2件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は山子田の方、使用貸借の設定で、農地の所在は山子田字柳沢 2520 の5番ほか1筆、現況地目は畑、面積は合計で2,558 平米となっております。借手は公益財団法人群馬県農業公社で中間管理事業を利用するための使用貸借の設定となります。利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和3年6月1日より5年間で、令和8年5月31日までとなっております。

3件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は広馬場の方、使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字下ノ前250の1番ほか1筆、現況地目は田、面積は合計で1,671平米となっております。借手は群馬中央ファームで利用目的は水田利用です。貸借期間は令和3年6月1日より5年間で、令和8年5月31日までとなっております。

4件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は広馬場の方、使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字八ノ海道 1078 の1番、現況地目は田、面積は 1,169 平米となっております。借手は群馬中央ファームで利用目的は水田利用、貸借期間は令和 3年6月1日より5年間で、令和8年5月31日までとなっております。

5件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は長岡の方、使用貸借の設定で、 農地の所在は長岡字吉岡 752 番、現況地目は田、面積は 2,255 平米となっております。 借手は群馬中央ファームで利用目的は水田利用、貸借期間は令和 3 年 6 月 1 日より 5 年間で、令和 8 年 5 月 31 日までとなっております。

3ページから8ページに、計画書の写し及び利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会 の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議 長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議 長 それでは、採決に移ります。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。 (賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案 のとおり決定することとします。

#### ◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。 事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号について説明申し上げます。

議案書9ページをご覧ください。

議案第2号 農用地利用配分計画(案)について。

榛東村長から別紙のとおり照会があったので、意見を求める。

令和3年5月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、計画内容につきましては、岡部課長補佐から説明をさせていただきます。

議 長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしくお願いをいたします。

今月上程いたしました農用地利用配分計画(案)についてご説明をいたします。 10ページをお開きください。

農地中間管理機構から農用地利用配分計画(案)の提出を求められたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農業委員会に対して借入希望者が適正であるか意見を伺うものです。

11ページをお開きください。

借入希望者は農事組合法人群馬中央ファームです。借り入れをする土地は大字新井字桃泉3445の3番ほか7筆となっております。面積は合計で1万875平米です。借用期間は5年で利用目的は普通畑利用となっております。作物といたしましてはソバを作付する予定とのことです。また、法人として認定農業者資格についても取得済みです。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議 長 議案第2号について事務局の説明は終わりました。

何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。 (賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号 農用地利用配分計画(案)については原案 のとおり決定することとします。

ここで、岡部課長補佐、退席を認めます。

(岡部課長補佐退席)

\_\_\_\_\_

#### ◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号 競売農地買受適格証明願に対する意見についてを議題と いたします。

番号1について、事務局長説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案書 12 ページ、現地確認調書につきましては 2 ページからとなります。 議案第 3 号について、説明申し上げます。

番号1、図面番号1、農地の所在、大字山子田字中野 2004 の3。地目は登記簿、畑、現況が雑種地となっております。面積は213 平米。権利関係は所有権移転競売でございます。所有者は山子田の方です。願い出人は高崎市の方で、宅地建物取引業を営んでおります。

転用目的は、露天駐車場。施設等につきましては、店舗用駐車場となってございます。転用理由につきましては、高崎市にて宅地建物取引業を営んでいるが、割安な店舗が競売に出されたため、同時に出された申請地についても落札し、店舗駐車場として一体利用したいというものでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、競売期間は令和3年6月8日から6月15日までとなっております。なお、今回の申請願いで買受適格要件を満たし、買受適格証明を交付することとなった場合、また、申請者が買受人となり、農地法第5条の許可申請が提出された場合、当該証明書交付時と事情が異なっていないと認めた場合は、会長専決により、許可相当とすることになります。

以上で番号1の説明を終わります。

議 長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。何か意見ございませんか。 7番、高橋君。

高橋委員 7番、農業委員の高橋です。

ただいまの状況については事務局の説明のとおりでございますが、若干場所等の説明を補足させていただきたいと思います。

現状の現地確認調書の2ページ、3ページ、4ページですね、こちらをご覧いただ きたいと思います。

場所については、総合グラウンドの西側に店舗がある、その西側です。四方を北側、 それから南側、西側が宅地ということでございます。農地としてはもう既に雑種地と いう課税区分になっていることでございますので、実際今日現地確認をしていただい た方はお分かりだと思いますが、既に雑種地のような状況になっております。別段問 題ないと思われますので、ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(替成者举手)

議 長 全員賛成。よって、番号1番は原案のとおり買受適格証明を交付するものと します。

また、願出人が買受人となり、農地法第5条許可申請が提出された場合には、当確証明交付時に事情が異なっていないと認めた場合、会長専決により、許可相当とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は会長専決により、農地法第5条の規定により、 許可申請があった場合には、許可相当として県知事に意見書を送付することにします。

### ◎議案第4号

議 長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見 についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明願います。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について、番号1よりご説明させていただきます。

議案書13ページ、現地確認調書は6ページからとなります。

議案第4号、番号1についてご説明申し上げます。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字長岡字小林沢 1381 の5、地目は登記簿、 現況ともに畑、面積は 5.18 平米でございます。権利関係は所有権移転、贈与。譲渡 人は高崎市の方で職業は無職、譲受人は長岡の方で職業は無職。

転用目的でございますが、一般個人住宅。施設等につきましては、専用住宅用地 (自己用住宅等)のことでございます。転用理由につきましては、譲受人は申請地に 隣接して居住しているが、既存建物の一部が申請地に越境していたため、正式に譲り 受け、敷地として使用したいとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出を 受け、譲り渡したいとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となっております。 以上で番号1の説明を終わります。

議 長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。 何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番、農業委員、安藤です。

ただいま事務局より説明がありました1番の申請につきまして、少し補足をしたい と思います。

現地確認調書は6ページ、7ページ、8ページをご覧ください。

ここは3月に定例委員会のときに案件でありました土地なんですけれども、譲受人がもうここで数十年も住んでいる家の一部が申請地に乗り出しているということが分かって、譲渡人の方に相談をしたところ、正式に譲り受け、使用したいということで、譲渡人は譲受人の申入れを受け、譲り渡したということで、私としては問題はありませんので、許可相当と思いますので、ご審議、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号2について説明申し上げます。

議案書13ページ、現地確認調書は9ページからとなります。

議案第4号、番号2、1筆目の農地の所在は大字山子田字神田1073の1、地目は登記簿、現況ともに田、面積は198平米でございます。2筆目の農地の所在は山子田字神田1075の1番地、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は433平米でございます。合計面積は631平米となります。権利関係につきましては賃貸借、貸付人は山子田の方で、職業は無職、借受人は前橋市の方で、職業はコンサルティング業、太陽光発電事業となってございます。

転用目的は、太陽光発電用地、施設等はパネル244枚となっております。転用理由は、被設定人は前橋市で太陽光発電事業を営んでいるが、事業利用にできる土地を探していたところ、設定人と話がついたので、申請地を借り受け、太陽光発電事業に使いたいとのことでございます。また、設定人は被設定人の申出を受け、貸与したいとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となっております。

以上で番号2の説明を終わります。

議 長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番、農業委員の高橋です。

ただいまの議案第4号の2番ですが、若干状況等を説明させていただきたいと思います。

事務局の説明のとおりでありますが、現地の状況等を説明をしたいと思います。

現地については、これは宅地が2筆、そのほかに畑が2筆というところで、全面的に太陽光を入れるということなんですが、北側に宅地、それから南側が畑、西側が畑ということなんですが、若干段差もついております。雨水については自然浸透ということになっております。特段担当委員としまして問題ないと思われますので、皆さんのご審議のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第4号、番号3について説明申し上げます。

議案書13ページ、現地確認調書は12ページからとなります。

議案第4号、番号3、農地の所在は大字新井字清水貝戸501の4。地目は登記簿、 現況ともに畑、面積は1,139平米でございます。権利は所有権移転、売買。譲渡人は 山子田の方で、職業は農業、譲受人は山子田の方で、職業は園芸資材運搬、販売業。

転用目的は、露天資材置場。施設等につきましては、露天資材置場用地。転用理由につきましては、譲受人は村内で園芸資材の生産販売業を営んでいるが、業務が順調で、受注が増え、現在の置場だけでは不足するため、申請地を購入し、利用したいとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲り渡したいとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、宅地開発案件となってございます。

以上で番号3の説明を終わります。

議 長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

2番、松岡君。

松岡委員 2番、農業委員、松岡です。

ただいま事務局長より説明がありましたナンバー3の申請につきまして、少々補足 したいと思います。

図面番号12から14ページをお願いします。

この図面を見ていただきますと、申請地の西側には現在、露天資材置場になっておりまして、その地続きということになります。そして、南側には村道があり、北側は山林になっております。それで、私としては、周辺の農地に影響はないと思われますので問題がないと思い、許可相当と考えられます。皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

推進委員7番の小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

今回、宅地開発審議案件が幾つかございますので、できれば審議の内容をその都度 教えてもらえればと思うんで、ひとつよろしくお願いいたします。

#### 議 長 事務局長。

事務局長 ただいま推進委員7番、小川委員よりご意見をいただきました開発案件の内容でございますが、お配りしました現地確認調書の今回の案件ですと、12ページ、13ページ、14ページとなってございます。

場所につきましては、役場から 400 メートルほど東に下ったところに位置するものとなっております。この事案につきましては、各課から既に意見等をいただいております。

総務課につきましては、意見は特段ございませんでした。

意見のあった事案につきましては、税務課が開発工事完成後の土地現況調査に協力 してくださいとのことでございます。

また、住民生活課では、騒音・振動関係、工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合は、住民生活課に対し、特定建設作業実施届出書を提出する必要がありますという指示でございます。また、ごみ関係で工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は適切に処理してくださいとの指摘でございます。

土砂等搬入関係でございますが、令和2年 10 月1日から榛東村土砂等による埋立 て等の規制に関する条例が施行されました。土砂等の搬入を予定している場合は、事 前に住民生活課に相談してくださいという意見がございました。

産業振興課でございますが、当該地は農地法許可申請に係る意見書の交付願を提出していない場合は、関係機関に提出してくださいというものであります。

次に、周辺農地に影響が出ないように作業をしてくださいという指示でございます。 建設課でございますが、工事車両等の路上駐車により、近隣から苦情が出ないように してください。また、雨水対策、定期的な除草、防火・防災について適切な開発地の 管理をお願いしますとの意見であります。

上下水道課は意見がございませんでした。

教育委員会では、申請地近隣には榛東村立南小学校の通学路として、村道清水貝戸 27 号線、路線番号は 2312 号を利用する児童がいることから、申請地周辺の工事車両 の通行及び申請地への工事車両の出入りについては十分注意してくださいとの意見で あります。

また、教育委員会事務局生涯学習班文化財保護係にからは、当該区域は周辺の遺跡の範囲には該当しません。事前の手続は必要ではありませんが、もし掘削等により土

器、石器などの遺物が出土した場合は、遺跡の状況を確認し、記録を行いますので、 速やかに榛東村教育委員会事務局文化財保護係まで連絡くださいとの意見が出されて おります。

また、地元自治会からの要望としましては、役場各課からの指示、要望を拝見し、 本件開発を承認いたしますという意見がつけられてございます。

以上、今回の議案の各課からの意見は以上となってございます。

議 長 宅地開発委員会からの意見はそういうわけですが、ほかに何か皆さんから意 見ございますか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

この図面を見て、北側のほうは、これはどのような状況になっているんですか。境 界、河川のところね。

議 長 事務局長。

事務局長 図面番号、現地確認調書の13ページをご覧ください。

公図の写しということでございます。これの公図、申請地とその少し上のところに破線がございます。ここが図面境界ということで、大字界になります。実際の土地としましては、新井と山子田の境になるもので、北側につきましては、地番で山子田1085の2、地目は山林ということで、山林に隣接している農地となってございます。以上です。

議 長 12番、柳岡君。

柳岡委員 それでいくと、あそこは今日の現地調査で見た感じでは、傾斜地、山林に向かって傾斜しているような状態であるので、そういうところはどういう対応を宅地開発委員会で取ったのかちょっと聞きたいと思います。

また、この周りにフェンス等はする予定というのはあるのか、ないのかちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 事務局長。

事務局長 まず、1番目の隣接の山林に対しての雨水等の流入等についての意見は出て ございません。

また、2つ目のご質問の周辺のフェンス等の計画については、本申請提出申出書の 事案の中にはフェンス等の記載はございません。

以上です。

議長12番、柳岡君。

柳岡委員 状況が傾斜地であり、雨水は浸透式ということでございますけれども、そういったところの対策も取っていただきたいというふうに考えております。また、フェンス等もできればつけるような指導はできればよろしくお願いします。

議 長 事務局長。

事務局長 そうしましたら、意見、要望というところで産業振興課からの意見ということで、雨水等が隣接の山林等に浸食しないように対策を考慮していただきたいということと、周辺のフェンス設置検討をいただきたいということで意見を添付させていただければと思います。

柳岡委員お願いします。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

今のこれからの案件の中にも宅地開発委員会が関わっている案件があるんですが、 ちょっとそこで時間的な確認なんですが、各課からの意見があると今述べられました よね。ということは、宅地開発委員会はまだ開かれていないというふうに捉えていい んですか。可決されたとかそういうことはしてないということですか。

議 長 事務局長。

事務局長 各課からの取りまとめを建設課は事務局ということで行っております。取りまとめた意見を基に、申請事案のある自治会にこういう意見が各課から出てきましたと。それに併せて各自治会からの意見ございますかということで意見の照会をさせていただいて、最終的な集約についてはまだ確定は出ておりません。

また、農業委員会等からの意見が出るということも考えられますので、その辺の意見の集約をお願いしたいということはおつなぎをさせていただいております。

以上です。

松下委員 ありがとうございます。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、柳岡です。

この宅地開発委員会というのは農業委員会のこの定例会と並行してやるということ なんですか。先にやってから結果が出た後、農業委員の定例会をやると、そういう順 序はどういうような方向になっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 事務局。

- 事務局長 宅地開発委員会につきましては偶数月に申請案件を整理させていただきまして、その月末までに各課の意見を取りまとめをさせていただき、翌月の 10 日前後までに各自治会におつなぎして意見をいただいたものを、最後業者さんの方にという話になっております。あわせて、農業委員会が毎月 10 日前後に定例会を開催させていただいておりますので、その中で開発案件で農地等が関わるものについて、農業委員会から意見があった場合には、それを含めて宅地開発委員会のほうで事務局がまとめまして、報告をするという流れを取らせていただいております。
- 議 長 今、この案件について 1,139 平米だよね。もう1個その東にもあるわけだよ ね、今使っている土地がさ。そういった場合に広くなってくると、やはりコンクリで 塀でも何かしない限りは、垂れ流しで今度は他の方にも行ってしまうんじゃないかな と思うんだけれども、そういうことは宅地開発では何も出なかったんですか。

### 議 長 事務局。

事務局長 宅地開発委員会、資料の提出、各課への照会という事案でございまして、各 課からの意見については、その質問等は出ていないという認識でございます。

また、本日定例会を開催いただきまして、その中で意見として出てきたものについては、開発委員会のほうにもこういう意見が出てきて、その辺についてはどういう確認しているかということでおつなぎをしたいかと思います。

議 長 ちょっと暫時休憩して。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前10時50分)

議 長 ただいま地元の委員さんからいろんな意見が出たわけでございますが、農業 委員会としてはちゃんとした擁壁なり、そういった全てのものが計画でまたもう一度 出していただいて、その後に審査しようというつもりでいるんですけれども、この3 番の案件については保留ということにしたいと思うんですが、保留に賛成の方の挙手 をお願いします。

### (賛成者挙手)

議 長 全員賛成ですので、この案件については保留といたします。 次に、番号4について、事務局長、説明を求めます。 事務局長。

事務局長 議案第4号、番号4について説明申し上げます。

議案書は14ページをご覧ください。現地確認調書が15ページからとなります。

議案第4号、番号4、1筆目の農地の所在は大字新井字北原 2713 の1。地目は登 記簿、現況ともに畑、面積は218 平米でございます。2筆目の農地の所在は大字新井 字北原 2714 番地。地目は登記簿、畑、現況は宅地でございます。面積は 466 平米となっております。合計面積につきましては 684 平米でございます。権利関係は所有権移転、売買。譲渡人は前橋市の方で、相続財産管理人、譲受人の方は前橋市の方で、総合不動産業。

転用目的は分譲住宅用地。施設等につきましては建売分譲住宅64平米を3棟でございます。転用理由につきましては、譲受人は前橋市で不動産業を営んでいるが、住宅環境が良好で、需要があると思われる申請地について建売分譲住宅用地として購入したいとのことでございます。また、譲渡人は相続財産管理人として譲受人の計画を聞き、申請地を譲り渡したいとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、当該申請地は既存住宅を含めた 実測面積が1,000平米を超える開発案件となっており、宅地開発審議案件となってお ります。

以上で番号4の説明を終わります。

議 長 番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

ただいま4番につきましては事務局長の説明のとおりでございます。

現地の状況について説明したいと思いますので、現地確認調書の15ページを見ていただきたいと思います。

この場所は自衛隊方面から下っていきますと、高崎渋川線の清野町の信号を150メートルほど自衛隊方向に戻ったところの県道の北側になります。ここに網かけ、ちょっと黒い部分、ここが今回の申請地で、その北側にちょっと薄くなっているところ、ここが宅地との一体利用という形になります。この黒い部分の大きいほう、ここが現況が宅地ということで、建物が恐らく数十年経過しているような建物もあります。周りですけれども、南側は県道に面していまして、ほかの周りは全部宅地ということです。ここに3棟、北側に2棟と、県道沿いに1棟という形で県道から出入りするわけですけれども、雨水については自然浸透と。そのほか雑排水については公共下水道に接続という形になります。周りは農地がありませんので、私としては許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。 ほかに何か意見ございませんか。 事務局。 事務局長 先ほどの事案につきまして、小川推進委員よりご意見ございました開発委員 会での意見ということで補足の説明をさせていただきたいと思いますので、ご了承ください。

本案件につきましては、総務課より走行車両の視認確保のためカーブミラーの設置を検討ください。敷地内の防火水槽の取扱いについて総務課と協議してくださいということで、敷地内に古い防火水槽があるということでございます。

税務課からは開発工事完了後、土地現況調査に協力してください。建物建設完成後は家屋調査に協力してくださいという意見がございました。

住民生活課につきましては、先ほどの開発案件と同じでございますが、騒音・振動 関係、ごみの処理、土砂運搬の関係について発生する場合には住民生活課と協議して くださいというものでございます。

産業振興課からは、周辺農地に影響が出ないように作業をしてくださいという意見 を出させていただいております。

建設課では、工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてください。また、雨水対策、定期的な除草、防火・防災について適切な開発地の管理をお願いしますという意見であります。

上下水道課からは、上水道については計画図面どおりの引き込みをお願いします。 また、開発地に既存の給水管及び水道メーターがあるため、今後の取扱いについて検 討してくださいという意見です。また、既存の給水管が開発地東側の住宅へも給水し ている可能性があるため、隣接地と協議をしてください。また、その結果について上 下水道課と給水に関して協議してくださいという意見でございます。

下水道につきましては、接道する県道内に本管があり、公共ますの取り出しまでを村で行います。区画ごとに負担金が必要となりますという意見と、県道の通行規制を短縮するため、給水工事と時期を合わせて排水工事を行っていいただきたいという意見でございます。どちらにつきましても、占用等の事案がございますので、事前に上下水道課と協議してくださいという意見でございます。

教育委員会につきましては、通学路となっており、工事車両の出入りについて十分 注意してくださいという意見と、文化財の包蔵地には該当しませんが、開発中に土器 等の遺物が出土した場合には、教育委員会事務局文化財保護課にまで連絡してくださ いという意見でございました。

地元の自治会からは各課からの指示、要望事項を拝見し、本件開発を承認しますという意見が添えられております。

以上、開発案件につきまして各課からの意見はこのような内容となっております。

以上です。

議 長 宅地開発委員会からは今局長が申し上げたとおりでございます。 ほかに何か意見ございませんか。

11番、高橋君。

高橋委員 11番、農業委員、高橋です。

細かい点ですみませんけれども、農地の面積のことなので確認をお願いいたします。 議案書だと2713の1番が218平米なんですけれども、現地確認書では198になってます ので、どっちが正しいのか統一をしておいてください。お願いします。

議 長 事務局。

事務局長 ただいまのご質問ですが、現地確認調書の16ページをご覧ください。

公図の写しとなっておりますが、こちらの申請地2713の1については、畑として 198平米と記載がございますが、この地目につきましては錯誤ということで面積の修正がございました。議案書の14ページに記載してございます218平米が錯誤の面積と いうことでございます。現在の登記簿面積につきましては218平米の面積となります。

議 長 よろしいですか。

高橋委員 はい。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 全員賛成。番号4番は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号5について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第4号、番号5について説明申し上げます。

議案書14ページ、現地確認調書は18ページからとなります。

議案第4号、番号5、1筆目の農地は大字新井字北原 2752 番。地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 509 平米でございます。 2筆目の農地の所在は大字新井字北原 2753 番。地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 300 平米。 3筆目の農地の所在は大字新井字北原 2757 の 2。地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 878 平米。 3筆の合計 面積につきましては 1,687 平米でございます。権利関係でございますが、所有権移転、

売買。譲渡人は前橋市の方で、職業は相続財産管理人、譲受人は前橋市の方で、職業は総合不動産業。

転用目的は分譲住宅用地。施設等につきましては建売分譲住宅用地64平米を5棟でございます。転用理由につきましては、譲受人は前橋市で不動産業を営んでいるが、住宅環境が良好で、需要があると思われる申請地について建売分譲住宅用地として購入したいとのことでございます。また、譲渡人は相続財産管理人として譲受人の計画を聞き、申請地を譲り渡したいとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、宅地開発案件となってございます。

以上で番号5の説明を終わります。

議 長 番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池でございます。

ただいま5番につきましては事務局長の説明のとおりでございます。

現地につきましては、18ページを見ていただくと、先ほど4番の申請地から約500メートルほど自衛隊方向に上りまして、笹熊の信号というのがあります。それの東側になります。周りは南側が住宅地と一部畑です。西側は畑になっております。東側は18ページだとちょっと入ってないんですけれども、19ページになりますと道というのが記載があります。今はほとんど使われてない、昔で言う馬入れというものです。出入りとしましては、北側の道から進入ということで、そこにL型の道路を新設いたしまして、その両側に側溝を設けまして、既存の側溝とつなぎます。雨水につきましては、基本的には宅地敷地内の自然浸透と。雑排水につきましては、出入り口側の道路に公共下水道が通ってますので、そこと接続という形になります。今回5棟の分譲ということで、ちょっと広いんですけれども、東側にも農地があるんですけれども、道路に面しているということで、私としては大きな影響はなく、許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。 ほかに何か意見ございませんか。 事務局。

事務局長 それでは、地元の委員さんからご意見いただきました。ほかに各課からの開発事業につきましての指示事項ということでおつなぎをさせていただきます。

総務課より開発後に申請地周辺の見通し等悪くなった際は、視認性確保のためカーブミラーを設置してください。また、近隣の防犯対策のため防犯灯の設置を検討してくださいとの意見でございます。

税務課につきましては、開発工事完成後の土地現況調査に協力してください。建物 建設完成後は家屋調査に協力してくださいという意見であります。

住民生活課よりは、開発案件に伴い騒音・振動関係、ごみ関係、土砂等の搬入関係 につきまして住民生活課に関係書類の提出をしていただきたいという意見でございま す。

産業振興課よりは、周辺農地に影響が出ないように作業をしてくださいという意見 を出させていただいております。

建設課でございます。工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてください。位置指定道路の寄附は建物完成後に手続を行ってください。また、寄附前には現地で寄附物件の検査を行いますという意見がございます。また、雨水対策、定期的な除草、防火・防災について適正な開発地の管理をお願いしますという意見が出ております。

上下水道課につきましては、上水道について、HIVP70ミリでは口径過大なため、HIVP50で配水管を布設してくださいという意見がございました。また、道路上の本管から分岐してすぐに制水弁を設置し、管末に排泥弁を設置してください。詳細については上下水道課と協議してくださいという意見です。

また、下水道については、接道する村道内に本管があり、公共ますの取り出しまで を村で行います。各区画については負担金が必要となります。別途上下水道課と協議 願いますという意見がございました。

教育委員会につきましては、申請地近隣には榛東村立北小学校の通学路として村道 長谷津つつじヶ丘線を利用する児童がいることから、申請地周辺の工事車両の通行及 び申請地への工事車両の出入りについては十分注意してくださいという意見が出され ました。また、申請地周辺は埋蔵文化財包蔵地に該当するため、工事着手予定日の60 日前までに担当まで文化財保護法93条に基づく届出の提出をお願いしますと、また、 埋蔵文化財の確認方法等について届出後に担当と協議を願いますという意見がござい ました。

地元自治会からの要望としましては、役場各課からの指示、要望事項を拝見し、本件開発を承認いたしますというものでございます。

以上で本開発案件の意見についておつなぎをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま局長より宅地開発委員会で意見が出されたそうです。 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号5について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 賛成多数でございますので、番号5は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号5は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号6について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第4号、番号6について説明申し上げます。

議案書14ページ、現地確認調書は21ページからとなります。

議案第4号、番号6、農地の所在は大字新井字北原 2799 の2。地目は登記簿、現 況ともに畑、面積は945 平米でございます。権利は所有権移転、売買。譲渡人は吉岡 町の方で、職業は農業、譲受人は前橋市の方で、職業は水道設備業でございます。

転用目的は露天資材置場。施設等につきましては、資材置場及び駐車場用地、仮設物置2棟とのことでございます。転用理由につきましては、譲受人は前橋市で水道設備業を営んでいるが、資材置場と駐車場が不足し困っていたところ、譲渡人と話がついたため、申請地を購入し使用したいとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となってございます。

以上で番号6の説明を終わります。

議 長 番号6について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

ただいま6番につきましては事務局の説明のとおりでございます。

現地の状況について説明いたします。

先ほど5番の申請地の北側の入り口のほうですね、そこから500メートルほど東のほうに下っていったところにあります。周りの状況は、東側道路を挟んで前橋市との境界になります。住宅。北側もやはり道があって住宅。西側は水路を挟んでやはり住宅という状況です。特に私としては問題なく許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号6について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 全員賛成。よって、番号6は原案のとおり許可相当とします。 以上、番号6は許可相当として県知事に意見書を送付します。 ここで暫時休憩します。

> (休憩 午前11時21分) (再開 午前11時30分)

議 長 会議を再開します。

次に、番号7について、事務局長、説明を求めます。 事務局長。

事務局長 議案第4号、番号7について説明申し上げます。

議案書は15ページ、現地確認調書は24ページからとなります。

議案第4号、番号7、農地の所在は大字新井字桃泉 3392 の3。地目は登記簿、現 況ともに畑。面積は1,101 平米。権利関係は所有権移転、売買。譲渡人は前橋市の方 で、職業は農業。譲受人は前橋市の方で、木の加工(薪販売)。

転用目的は露天資材置場。施設等につきましては、資材置場及び露天作業場用地。 転用理由につきましては、譲受人は前橋市で木の加工(薪販売)業を営んでいるが、 山林近くで探していたところ、譲渡人と話合いがついたため、申請地を購入し、資材 置場等として使用したいとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、 申請地を譲り渡したいとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、開発審議案件となってございます。

以上で番号7の説明を終わります。

議 長 番号7について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

地元の委員として若干の補足説明をしますね。ただいまの事務局長の説明のとおりでありますが、地元委員として若干の補足説明でございます。

譲受人ですが、会社名はきしょう自動車となっているんですね。合同会社だそうです。きしょう自動車というと、私、調べたというほどじゃないんですけれども、ちょっと調べましたところ、何かいろんな車のリース、特殊車両のリースをやっている会社だそうです。それなのにちょっと何で薪なのかななんて思って、またいろいろ調べたところ、合同会社というので、これは何か 2006 年からこういう合同会社制度ができたらしくて、合同会社というのは出資者が経営者、そういうものに直結するということですね、株式会社と違って。この代表社員の方ももちろん出資者ということですね。そのルールからいけば出資者ということですね。そんなところでありまして、本題のほうに入らせていただきます。

現地確認調書の24、25、26ページをご覧ください。

場所は桃泉三差路というか、昔、蜂巣商店がございまして、12 区のね。そこから東の方向へ下ったところでございます。200 メートルほど下ったところでの八幡川に面しているところでございます。北が村道、西も村道になってますね。その南側及び東側は八幡川でございます。このところを現状では23ページのこの斜線のところ、図面の黒塗りになっている斜線のところが農地で、ほかのところは山林ということでございますね。農地部分と、その山林を開発してということで、宅地開発の審議案件になっているんだと思いますね。

地元としては、現状で山林もなくなるし、周辺の人はかえって日が当たって好都合なのかなとは思うんですけれども、先ほど現地確認でもあったところ、何年か前に審議されて、許可されたところが地目外の使われ方をしていた。変更理由と違う使われ方をしていたところを見かけましたので、許可されてすぐ変わってしまう。我々の手の届かないところに行ってから、向こう側が好き勝手に変えてしまうというようなことはちょっと好ましくありませんので、ぜひ宅地開発委員会の中でこの申請に沿った使い方をしていただけるよう付け加えていただくことで私としては許可相当と思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。 ほかに何か意見ございませんか。

事務局長。

事務局長 ただいま地元の委員さんよりご意見いただきました。それと併せて開発委員 会案件ということでございましたので、各課からの意見についておつなぎをさせてい ただきます。

税務課からの意見でございますが、開発工事完成後の土地現況調査に協力してください。 償却資産であるときは申告書を提出してくださいという意見です。 住民生活課より、騒音・振動関係、ごみ関係、土砂等搬入関係について、それぞれ 適法上の手続を住民生活課にお願いしたいという意見でございます。

産業振興課より、周辺農地に影響が出ないよう作業をしてくださいという意見を出 させていただいております。

建設課より、工事車両等の路上駐車、近隣からの苦情が出ないようにしてください。 北側村道と開発地の間に民地がありますが、利用する際は民地所有者の同意書を取っ てください。また、雨水対策、定期的な除草、防火・防災について適正な開発地の管 理をお願いしますという意見が出されております。

上下水道課よりの意見はございません。

教育委員会よりは、申請地近隣には小学校の通学路として指定されている箇所がありませんが、申請地周辺の通学路を通行する児童がいることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては十分注意してくださいという意見です。また、当該区域は周辺の遺跡の範囲には該当しませんので、事前の手続は必要ありませんが、掘削時に土器などの遺物が出土した場合は、遺跡の状況を確認し、記録を行いますので、速やかに榛東村教育委員会事務局文化財保護係まで連絡してくださいという意見がございました。

地元自治会からの要望としましては、周辺に住宅があり、薪等を生産する際に発生する音の対策を検討してください。また、薪置場と道路との間に雑草が繁茂しないよう管理をお願いしますという意見が出されております。

以上、開発委員会からの意見をおつなぎをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま局長から宅地開発委員会の意見が述べられたわけでございます。 ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員の柳岡です。

この件について、薪の販売をしているということでございますが、宅地開発委員会ではそういった面において、この業者の年間の販売量とか、そういったものの資料というのはあるんですか。

## 議 長 事務局。

事務局長 開発委員会資料の中の要件としまして、販売量等の参考資料を提出してくだ さいという指摘はございませんので、添付されているものにはないかと。

柳岡委員なかった。

事務局長はい。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

何か先ほどもちょっと説明というか、説明ではないような説明だったんですけれども、2006年5月1日から何か会社法が変わって、合同会社というのができるようになって、その合同会社というのは出資者が直接経営に関わることができるということらしいんですよね。資本金がとても少なくて、優位な小回りの利く会社運営ができるというのが利点だそうです、物の説明によると。そんな中なので、私もちょっとそれで自動車でこういうことについて、自動車屋さんが何で薪なのかとちょっと引っかかったので調べてみましたというか、ネットでの検索だけなんですけれども、この会社が実在するのかも疑うときりがないので、実際行ってみました、写真が載っているところに。実在してました。一応それで箱車があったり、特殊車両がありました。そこにはやっぱりトラックのそういう特殊車両の中古販売とリースということで看板がかかっておりました。

また検索の中で進めていくと、ここの中のどなたか分かりませんけれども、北東北小水力推進協議会会員というのに当たりまして、これは何かなと見たら、東北の被災された方と何かいろいろネット組んで何かしようという、主に出ていたのが風力発電だとか、ソーラー発電だとか、そんなようなのを何か、小さな、あとは小規模の発電をやる。自然相手の発電みたいな、そういうような感じですね。なところで誰かその社員の中に自然のことに関して強い人がいて、まきの販売というところをやっている方がおるのかななんて、これは蛇足的な推測にすぎないんですけれども、そんなことでそちらの方面にも来るようなことになったのかなと理解しました。

私としましては、書類上に不備がないので、その辺も、あと私のところでそのぐらいしか調べられないので、書類上は整っているわけですし、周辺農地にも影響がないし、むしろこの農地は長らく保全管理ぐらい。自らの山林が邪魔をして、作物がつくれないような土地ですよね、南側はね。それが今度開発が許可されれば、開発によってその山林が伐採されて、逆に言えばあの隣の人も今度は木障地から逃れられるというような恩恵も出てくるのかなと思いまして、許可相当かなと思って、またそんな思いもありまして、私自身は許可相当というようなことで皆さんにご審議をお願いしているところであります。

以上です。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。 番号7について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。 (替成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号7は原案のとおり許可相当とします。 以上、番号7は許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、番号8について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号8について説明申し上げます。

議案書は15ページ、現地確認調書は27ページからとなります。

議案第4号、番号8、1筆目の農地の所在は大字広馬場字八ノ海道 1194 の1、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は 569 平米でございます。2筆目の農地の所在は大字広馬場字八ノ海道 1195 の1、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は 639 平米でございます。3筆目の農地の所在は大字広馬場字八ノ海道 1196 の5、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は 641 平米。4筆目の農地の所在は大字広馬場字八ノ海道 1204 の2、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は 239 平米。5筆目の農地の所在は大字広馬場字八ノ海道 1204 の2、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は 985 平米。6筆目の農地の所在は大字広馬場字八ノ海道 1206 の2、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は 332 平米となってございます。6筆の合計面積は 3,405 平米となっております。権利関係でございますが、賃貸借で、貸付人の方は不在者財産管理人の方となってございます。

あわせて、議案書の16ページをご覧ください。

番号8の続きとなりますが、農地の所在は大字広馬場字八ノ海道 1208 の4、地目は登記簿、現況ともに田。面積は958 平米。権利関係につきましては賃貸借、貸付人の方は太田市の方でございます。

今回の申請地の合計面積が7筆となりまして、全体面積4,563平米でございます。借受人の方は石川県白山市の方で、職業は小売業。

転用目的は店舗用地としまして、施設は店舗用地 1,598.18 平米でございます。転用理由は、被設定人は全国的に小売業を営んでいるが、県道沿いで需要が見込める申請地を借り受け、店舗用地として使用したいとのことでございます。また、設定人は被設定人の申出に応じ、申請地を貸与したいとのことでございます。

備考ですが、用途地域内農地、農地区分は3種農地、宅地開発審議案件となってございます。

以上で番号8の説明を終わります。

議 長 番号8について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

権利関係あるいは譲受人、譲渡人については先ほど事務局長の説明のあったとおり でございます。

担当地区の推進委員として意見を述べさせてもらいます。

現地確認調書の 27 ページになろうかと思うんですけれども、申請地はページの中ほどにございまして、下側が広馬場方面、ページの上は新井方面ということになってございます。ページの中央を上から下に渋川安中線の主要道路があるということでございまして、ページの右側に南小学校あるいは南幼稚園ということがあって、教育機関が隣接する、あるいは主要道路が通っているということで第3種農地という、そういう扱いになろうかと思います。

28 ページ目がその辺の農地の状況でございまして、これも右側が広馬場方面、左側が新井方面で、ページの上は南小学校のほうということでございます。

29 ページがA3の土地の利用計画図と言うんですかね、それと雨水排水の設定図ということで、ちょっと細かくて分かりづらいんですけれども、図面のページの下側が白く大きい建物が、ここが1,598 平米ということでございます。全体的には4,563 平米ということでございまして、ページの上に薄くストックアウトということで、こっち側からの出入りと、これはだから渋川安中線のほうの出入りと、ページの下ですかね、右側にストックアウトということで、こっち側から2か所の出入りをするということでございます。雨水については、中ほどにU字溝等があって、自然浸透、下水については渋川安中線に公共下水が通っているということでございまして、そちらを利用するということだそうでございます。

以上、状況等についてはお話しさせてもらいましたんで、ご審議のほどよろしくお 願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。 ほかに何か意見ございませんか。

事務局長。

事務局長 それでは、本案件は開発委員会の宅地開発案件ということでございますので、 委員会からのご意見をおつなぎさせていただきます。

初めに総務課でございます。走行車両の視認性確保のためカーブミラーの設置を検 討してください。

税務課、開発工事完成後の土地現況調査に協力してください。建物建設完成後は家 屋調査に協力してください。償却資産があるときは申告書を提出してくださいという 意見です。

住民生活課では、騒音・振動関係、ごみ関係、土砂等搬入関係について住民生活課 へ必要な手続をしてくださいという意見です。

産業振興課では、周辺農地に影響が出ないよう作業をしてください。また、対象地域の造成により周辺農地への出入りや田用水の確保に支障が出ないようにしてください。また、群馬用水の送水管が対象地に埋設されていますので、群馬用水土地改良区と協議の上、布設替えの工事を対応願いますという意見でございます。

建設課では、工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてください。既存の道、水路の付け替え及び払い下げ道路については建設課と協議願います。 雨水対策、定期的な除草、防火・防災について適正な開発地の管理をお願いします。

上下水道課では、上水道については村道の本管に設置されている排泥弁の東側から引き込みをしてください。詳細については上下水道課と協議してください。

また、下水道については、接道する村道内に本管があり、公共ますの取り出しまで を村で行います。床面積に応じた負担金が生じるため、別途上下水道課と協議願いま すという意見です。

教育委員会では、申請地近隣に村立南小学校及び村立南幼稚園があることに加え、南小学校の通学路として、村道堂塚16号線及び県道高崎安中渋川線を利用する児童が多いので、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては十分注意してくださいという意見です。また、当該区域はシュウチの遺跡の範囲には該当しませんが、事前の手続等は必要ありません。もし掘削等により土器などの遺物が出土した場合は、遺跡の状況を確認し、記録を行いますので、速やかに榛東村教育委員会事務局文化財保護係まで連絡してくださいという意見がございました。

地元自治会からの要望としましては、役場各課からの指示、要望事項を拝見し、本件開発を承認いたしますという意見でございます。

以上で本開発委員の要望等についておつなぎをさせていただきました。よろしくお 願いいたします。

議 長 ただいま事務局長が申し上げられるように、宅地開発委員会からはそういっ た意見が出たそうです。

ほかに何か意見ございませんか。

入り口はその北側なんだろう。

事務局長 入り口につきましては、29ページをご覧ください。先ほど小川委員よりご説明ありましたとおり、北側の一般県道ですね、今現在八ノ海道のバスの停留所がございます。その近辺に出入り口がイン、アウトという形で県道への出入り口ということで設定がございます。また、南小学校の県道の歩道橋を渡って村道へ入ってくる片側に歩道のある道路でございますが、こちらにつきましても出入り口ということで、イン、アウトの記載のある出入り口が設定されてございます。この2か所が出入り口ということで計画をされている道路になります。

議 長 他に何か意見ございますか。

推進委員、7番。

小川委員 これ、いつ頃開店予定なんですか。

議 長 事務局。

事務局長 すみません、私のところに、産業振興課のほうに照会のあったちょっと資料 のほうで確認をしたいと思いますが、開発事業計画の中にございますものが、工期と して設定されているものは令和3年6月5日工事着工予定、令和3年11月30日完了と いうことでございますが、これは造成だけなのかな。一応6月着工で、年内11月まで に工期を設定されている状況となってございます。

ほかに何か意見ございますか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議 長 番号8について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。 (賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号8は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号8は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号9について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号9について説明申し上げます。

議案書は16ページ、現地確認調書は30ページからとなります。

議案第4号、番号9について説明申し上げます。

農地の所在は大字広馬場字八ノ海道 1470 の1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は 931 平米でございます。権利関係でございますが、所有権移転、売買。譲渡人の方は広馬場の方で、職業は農業。譲受人の方は高崎市の方で、職業は不動産業業。

転用目的は分譲住宅用地。施設等につきましては、建売分譲住宅建設用地 60.03 平 米を4棟ということでございます。転用理由でございますが、譲受人は高崎で不動産 業を営んでいるが、申請地周辺で土地を探しているところ、譲渡人と話がついたため、 申請地を建売分譲住宅用地として購入したいとのことでございます。また、譲渡人は 譲受人の申出に応じ、申請地を譲り渡したいとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地でございます。 以上で番号9の説明を終わります。

議 長 番号9について、事務局長から説明が終わりました。 何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 地元の推進委員として意見を述べさせてもらいます。

権利関係等については先ほどお話があったとおりでございます。

現地確認調書の 30 ページに当該申請地の位置の図面が載っております。中ほどに 聖宮神社がありまして、その南東方面ですかね、300 メートルぐらい行ったところが 申請地でございます。

31 ページは周辺の状況ということでございまして、中ほどに申請地がございまして、右側に住宅、左側に一応畑がございます。その左側の下に白く大きくなっているんですけれども、そこは宮室の貯水池ですかね、天神山の貯水池ということになって、堤がございます。それと 1470 の2ということで、三角のところがあると思うんですけれども、32ページの左側に天神様というのがございまして、ここに塚がございます。32ページが建設予定ということでございます。以上のことから許可相当と思われますので、ご審議のほどひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。 番号9について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号9番は原案のとおり許可相当とします。 以上、番号9は許可相当として県知事に意見書を送付します。

# ◎議案第5号

議 長 次に、議案第5号 非農地証明交付申請承認についてを議題といたします。 番号1について、事務局長、説明を求めます。 事務局長。

事務局長 それでは、議案書17ページ、現地確認調書は34ページをご覧ください。 議案第5号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字山子田字関谷塚1694の2。地目は登記簿が畑、現況が宅地。面積は99平米でございます。権利種別につきましては非農地証明。所有者は前橋市の方となってございます。非農地の事由につきましては、昭和50年4月1日から住宅用地として利用しているので証明願いますとのことでございます。

備考ですが、証明の範囲、要件はその土地が何らかの原因で非農地として20年以上 経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった 実情及び実態が真にやむを得ないと農業委員会が認めたものとなっております。また、 農振除外済みとなってございます。

以上で番号1の説明を終わります。

議 長 事務局長より番号1の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ただいま議案第5号、番号1は事務局長が説明したとおりでございます。

そのほか、この土地は昭和40年代に住宅地として使用して、現在では物置として使用されているようでございます。非農地として20年以上経過しているため、私としては非農地証明を承認してもよいのではないかと思います。審議のほうをよろしくお願いします。

議 長 ただいま地元の委員さんから承認相当との説明がございました。 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり承認いたします。

◎議案第6号

議 長 次に、議案第6号 令和3年度農地法の規定による下限面積(別段面積)の 設定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書18ページをごらんください。

議案第6号について説明申し上げます。

令和3年度農地法の規定による下限面積(別段の面積)の設定について。

令和3年度の下限面積(別段の面積)の設定について、下記のとおり決定を求める。 令和3年5月10日、榛東村農業委員会会長。

本18ページの記、下記の内容でございます。

方針、現行の下限面積(別段の面積)について40アールの変更は行わない。理由につきまして、農地台帳システムに搭載されている農家世帯で、40アール以上の農地を耕作している農家が全農家数のおおむね6割を超えていないためでございます。

農地台帳システムに搭載されている農家世帯数につきましては、議案書19ページを ご覧ください。

議案書19ページ、経営面積規模別世帯数ということで、令和3年4月1日現在の状況でございますが、10アール以上40アール未満の合計面積がおおむね42%となってございます。このため、40アール以上のものが6割を超えていないということでございますので、現行のまま40アールということで進めさせていただきたいという内容でございます。

18ページ、農地法施行規則の抜粋は以下のとおりとなってございますので、ご一読いただければと思います。

以上で議案書の説明とさせていただきます。

議 長 事務局より議案第6号の説明が終わりました。 何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第6号について、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 全員賛成。よって、議案第6号は原案のとおり決定といたします。

_										-								

◎報告事項

\_\_\_\_\_\_

◎その他

◎閉 会

(午後 0時17分)